

第 3 4 回 総 会 議 事 録

平成 2 9 年 4 月 2 8 日 開 会

平成 2 9 年 4 月 2 8 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 報告事項 1 空知農業委員会連合会通常総会について
- 報告事項 2 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 現況証明願いについて
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 下限面積（別段面積）の設定について
- そ の 他
- 事務局出席者 水野事務局長・佐々木係長・石黒主査
開 会 午後 2 時 0 2 分
閉 会 午後 3 時 0 8 分

第34回芦別市農業委員会総会議事録

平成29年4月28日、第34回芦別市農業委員会総会を市役所第1会議室で開催した。

1 出席委員

1	古田和男	2	北川 広	3	大橋 茂
4	脇島真一	5	川原光広	6	大橋 巖
7	北野俊之	8	中住 昭	9	谷野一仁
10	吉島真澄	11	宮原良一	12	西田信一
13	藪 雄一	14	石尾 豊	15	山本英幸
16	水田 守				

2 欠席委員

なし

3 議事録署名委員

中住 昭、谷野一仁

事務局長 定刻となりましたので、只今から第34回芦別市農業委員会総会を開催します。

初めに、会長からご挨拶をお願いします。

会長 水稻の種まき等も終了に近づいた春耕期のお忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。また、私事ですが、2月及び3月の総会を欠席し申し訳ありませんでした。

(途中省略)

また、4月18日の強風によりハウスの被害を受けられた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

最後になりますが、忙しい時期ですので、総会のスムーズな進行にご協力をお願いしまして、冒頭のあいさつとします。

議長 本日の議事録署名委員を中住、谷野両委員にお願いする。次に、諸般の報告をお願いします。

事務局長 諸般の報告は、ありません。

議長 次に、経過報告をお願いします。

事務局長 3月28日以降の経過について報告(内容省略)

議長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局長 議案の概要について説明(内容省略)

議長 それでは、報告事項1「空知農業委員会連合会通常総会について」及び報告事項2「地区別農業委員会会長・事務局長会議について」報告をお願いします。

事務局長 報告事項1及び報告事項2について報告(内容省略)

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。

事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長 今月の農地法第3条の規定による許可申請は、賃貸借が1件となっております。

(許可申請内容を説明。内容省略)

申請内容は、別添調査書(資料No.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

それでは、本件の説明について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について申請と
おり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、本件は、申請とおり許可することに決定
しました。

それでは、次に、議案第2号「現況証明願いについて」を議
題とする。

事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長

今日は、1件1筆分の願出が出ております。

(議案書に基づき、1件目の内容を説明)

なお、現地調査は、昨年10月21日の売買対象農地の現地
調査時に、川原会長、脇島会長代理、南地区担当委員及び事務
局総勢11名で実施しております。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、本件の説明について意見等のある方は挙手願いま
す。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案と
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を
議題とする。

事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
案件は、利用権の設定が10件となっています。

(山本委員退席)

(利用権の設定-1について、農用地利用集積計画(案)の内
容を説明。内容省略)

利用権の設定-1の計画要請の内容は、別添調査書(資料No.
2)のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－１について担当地区の委員から説明をお願いします。

石尾委員 利用権の設定－１の調整内容について説明。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、利用権の設定－１については、原案のとおり決定しました。

(山本委員着席、石尾委員退席)

事務局 長 (利用権の設定－２、３について、農用地利用集積計画(案)の内容を説明。内容省略)

利用権の設定－２、３の計画要請の内容は、別添調査書(資料No.2)のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－２について担当地区の委員から説明をお願いします。

谷野委員 利用権の設定－２の調整内容について説明。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－２について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－２について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、利用権の設定－２については、原案のとおり決定しました。

利用権の設定－３について担当地区の委員から説明をお願い

します。

谷野委員
議長

利用権の設定－３の調整内容について説明。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－３について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－３について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、利用権の設定－３については、原案のとおり決定しました。

(石尾委員着席)

事務局長

(利用権の設定－４について、農用地利用集積計画(案)の内容を説明。内容省略)

利用権の設定－４の計画要請の内容は、別添調査書(資料No. 2)のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

利用権の設定－４について担当地区の委員から説明をお願いします。

北野委員
議長

利用権の設定－４の調整内容について説明。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－４について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－４について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、利用権の設定－４については、原案のとおり決定しました。

事務局長

(利用権の設定－５について、農用地利用集積計画(案)の内容を説明。内容省略)

利用権の設定－５の計画要請の内容は、別添調査書（資料No. 2）のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－５について担当地区の委員から説明をお願いします。

北野委員
議 長

利用権の設定－５の調整内容について説明。

これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－５について、意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－５について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

全員賛成ですので、利用権の設定－５については、原案のとおり決定しました。

事務局 長

（利用権の設定－６、７について、農用地利用集積計画（案）の内容を説明。内容省略）

利用権の設定－６、７の計画要請の内容は、別添調査書（資料No. 2）のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－６について担当地区の委員から説明をお願いします。

藪委員
議 長

利用権の設定－６の調整内容について説明。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－６について、意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－６について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

全員賛成ですので、利用権の設定－６については、原案のと

おり決定しました。

利用権の設定－7について担当地区の委員から説明をお願いします。

藪 委 員
議 長

利用権の設定－7の調整内容について説明。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－7について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－7について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、利用権の設定－7については、原案のとおり決定しました。

事 務 局 長

(利用権の設定－8について、農用地利用集積計画(案)の内容を説明。内容省略)

利用権の設定－8の計画要請の内容は、別添調査書(資料No.2)のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－8について担当地区の委員から説明をお願いします。

水 田 委 員
議 長

利用権の設定－8の調整内容について説明。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－8について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－8について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、利用権の設定－8については、原案のとおり決定しました。

事 務 局 長

(利用権の設定－9について、農用地利用集積計画(案)の内

容を説明。内容省略)

利用権の設定－9の計画要請の内容は、別添調査書（資料No.2）のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－9について担当地区の委員から説明をお願いします。

脇 島 委 員

利用権の設定－9の調整内容について説明。

議 長

それでは、利用権の設定－9について、意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－9について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

全員賛成ですので、利用権の設定－9については、原案のとおり決定しました。

事 務 局 長

（利用権の設定－10について、農用地利用集積計画（案）の内容を説明。内容省略）

利用権の設定－10の計画要請の内容は、別添調査書（資料No.2）のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－10について担当地区の委員から説明をお願いします。

脇 島 委 員

利用権の設定－10の調整内容について説明。

議 長

それでは、利用権の設定－10について、意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－10について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

全員賛成ですので、利用権の設定－10については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とする。

農地係長

下限面積（別段面積）の設定について、協議内容について説明。（内容省略）

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採択します。

議案第4号について、原案とおりに決定することとしてよろしいか。

（異議なしの声）

原案どおり決定する。

それでは次に、「その他」に入ります。

初めに事務局から何かあればお願いします。

農地係長

本日配布した資料No.3「農地等売買に係る現地調査リストについて」説明。（内容省略）

なお、現地調査の日程については、5月総会で協議するので、他の案件があれば、事務局まで連絡いただきたい。

議長

次に、JAたきかわから報告事項等があればご発言願いたい。

大橋巖委員

今月の総代会で退任が受理され、新しい地区担当理事が決まりました。

（以下、内容省略）

議長

次に、土地改良区から報告事項等があればご発言願います。

中住委員

4月1日から土地改良区の体制が変わりました。4月16日から野花南地区の通水が始まりました。

（以下、内容省略）

議長

次に、共済組合から報告事項等があればご発言願います。

大橋茂委員

まずもって、風の被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。滝川管内でも1億2千万円ほどの被害があったと聞いております。

（以下、内容省略）

議長

全体を通してその他の案件があればご発言願います。

（なしの声）

以上をもって、総会を終了する。